

写

議案第七十二号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年九月十六日

三朝町長 松村喬成

原案可決
議案可決

昭和五十七年九月廿五日

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の二十一第一項中「果樹区分」を「果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「当該果樹区分に係る」を「当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの」に、「金額に当該果樹区分」を「金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分」に改める。

第八十八条の四十第一項中「、畑作物区分ごとに」を削り、同条第二項中「当該畑作物区分に係る」及び「当該畑作物区分につき」を削る。

第九十八条第七項中「果樹区分」を「果樹無事戻区分」に改め、「畑作物区分別の」を削る。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十七年四月一日から適用す

る。